

日本アプライド・セラピューティクス学会定款施行細則

第1章 会員

第1条 各会員の入会金は次のとおりとし、前納しなければならない。

- 1) 正会員 1,000 円
 - 2) 学生会員 500 円
 - 3) 準会員 1,000 円
 - 4) 賛助会員 入会金納入を要しない
 - 5) 名誉会員 入会金納入を要しない
2. 会員はそれぞれ次の年会費を前納しなければならない。
- 1) 正会員 年額 8,000 円
 - 2) 学生会員 年額 3,000 円
 - 3) 準会員 会費納入を要しない
 - 4) 賛助会員 年1口以上（1口 50,000 円）
 - 5) 名誉会員 会費納入を要しない

第2条 正会員は、会誌の配布を受け、本会の事業に優先的に参加することができる。

2. 準会員は、会誌の配布は受けない。本会の事業には会員として参加することができる。但し、会議（定款第5章）への出席、評決はできない。

3. 賛助会員は、1人分の会誌の配布、および口数に相当する人数の年会参加証を受けることができる。

委員会および役員の分担

第3条 本会に下記の委員会をおく。

- 1) 総務委員会
- 2) 財務委員会
- 3) 企画・運営委員会
- 4) 会員管理委員会
- 5) 出版委員会
- 6) 編集委員会
- 7) 広報委員会

2. 委員会には担当理事をおき担当事項を遂行する。

第4条 総務担当理事は総務委員会を組織し、次の事項を担当する。

- 1) 事業計画および事業報告のとりまとめに関する事
- 2) 諸規則の制定改廃に関する事
- 3) 各種の行事に関する事
- 4) その他総務関係業務に関する事

第5条 財務担当理事は財務委員会を組織し、次の事項を担当する。

- 1) 収支予算および収支決算に関する事
- 2) 財産目録ならびに貸借対照表に関する事
- 3) 資産の管理運用に関する事

4) その他会計関係業務に関すること

第6条 企画・運営担当理事は企画・運営委員会を組織し、次の事項を担当する。

1) 年会、研修会などの企画運営に関すること

2) その他学術的事業の企画運営に関すること

第7条 会員管理担当理事は会員管理委員会を組織し、次の事項を担当する。

1) 会員管理および会員拡充に関すること

2) 会員名簿の編集発行に関すること

3) その他会員管理に関すること

第8条 出版担当理事は出版委員会を組織し、次の事項を担当する。

1) 会報の編集発行に関すること

2) その他学術的出版物の編集発行に関すること

第9条 編集担当理事は編集委員会を組織し、次の事項を担当する。

1) 会誌アプライド・セラピューティクスの編集発行に関すること

2) 会員投稿の査読に関すること

3) その他会誌の編集に関すること

第10条 広報担当理事は広報委員会を組織し、次の事項を担当する。

1) 事業内容等の広報に関すること

2) 内外の関連機関との交流等に関すること

3) その他広報に関すること

平成 21 年 4 月 25 日 制 定

平成 25 年 7 月 28 日 改 訂